

■近畿管内の金融機関の連絡先（政策公庫、保証協会、商工中金）

府県	機関名	支店名	連絡先	府県	機関名	支店	連絡先
福井県	日本政策金融公庫	福井支店	中小企業事業 0776-33-0030	兵庫県	日本政策金融公庫	尼崎支店	国民生活事業 06-6481-3601
福井県	日本政策金融公庫	福井支店	国民生活事業 0776-33-1755	兵庫県	日本政策金融公庫	豊岡支店	国民生活事業 0796-22-4327
福井県	日本政策金融公庫	武生支店	国民生活事業 0778-23-1133	奈良県	日本政策金融公庫	奈良支店	中小企業事業 0742-35-9910
滋賀県	日本政策金融公庫	大津支店	中小企業事業 077-524-3825	奈良県	日本政策金融公庫	奈良支店	国民生活事業 0742-36-6700
滋賀県	日本政策金融公庫	大津支店	国民生活事業 077-524-1656	和歌山県	日本政策金融公庫	和歌山支店	中小企業事業 073-431-9301
滋賀県	日本政策金融公庫	彦根支店	国民生活事業 0749-24-0201	和歌山県	日本政策金融公庫	和歌山支店	国民生活事業 073-422-3151
京都府	日本政策金融公庫	京都支店	中小企業事業 075-221-7825	和歌山県	日本政策金融公庫	田辺支店	国民生活事業 0739-22-6120
京都府	日本政策金融公庫	京都支店	国民生活事業 075-211-3231				
京都府	日本政策金融公庫	西陣支店	国民生活事業 075-462-5121				
京都府	日本政策金融公庫	舞鶴支店	国民生活事業 0773-75-2211				
大阪府	日本政策金融公庫	大阪西支店	中小企業事業 06-4390-0366				
大阪府	日本政策金融公庫	大阪西支店	国民生活事業 06-6538-1401				
大阪府	日本政策金融公庫	阿倍野支店	中小企業事業 06-6623-2160				
大阪府	日本政策金融公庫	阿倍野支店	国民生活事業 06-6621-1441				
大阪府	日本政策金融公庫	十三支店	国民生活事業 06-6305-1631				
大阪府	日本政策金融公庫	大阪南支店	国民生活事業 06-6211-7507				
大阪府	日本政策金融公庫	大阪支店 中小企業営業一事業	中小企業事業 06-6314-7615				
大阪府	日本政策金融公庫	大阪支店 中小企業営業二事業	中小企業事業 06-6314-7810				
大阪府	日本政策金融公庫	大阪支店	国民生活事業 06-6315-0301				
大阪府	日本政策金融公庫	玉出支店	国民生活事業 06-6659-1261				
大阪府	日本政策金融公庫	守口支店	国民生活事業 06-6993-6121				
大阪府	日本政策金融公庫	東大阪支店	中小企業事業 06-6787-2661				
大阪府	日本政策金融公庫	東大阪支店	国民生活事業 06-6782-1321				
大阪府	日本政策金融公庫	堺支店	中小企業事業 072-255-1261				
大阪府	日本政策金融公庫	堺支店	国民生活事業 072-257-3600				
大阪府	日本政策金融公庫	泉佐野支店	国民生活事業 072-462-1355				
大阪府	日本政策金融公庫	吹田支店	国民生活事業 06-6319-2061				
兵庫県	日本政策金融公庫	神戸支店	中小企業事業 078-362-5961				
兵庫県	日本政策金融公庫	神戸支店	国民生活事業 078-341-4981				
兵庫県	日本政策金融公庫	神戸東支店	国民生活事業 078-854-2900				
兵庫県	日本政策金融公庫	明石支店	国民生活事業 078-912-4114				
兵庫県	日本政策金融公庫	姫路支店	国民生活事業 079-225-0571				

県	機関名	部署	連絡先
福井県	福井県信用保証協会	保証統括課	0776-33-8311
滋賀県	滋賀県信用保証協会	保証第1課	077-511-1321
京都府	京都信用保証協会	本所(代表)	075-354-1011
大阪府	大阪信用保証協会	サポートオフィス	06-6260-1730
兵庫県	兵庫県信用保証協会	神戸事務所(代表)	078-393-3900
奈良県	奈良県信用保証協会	本店 経営支援部	0742-33-0551
和歌山県	和歌山県信用保証協会	本所(代表)	073-423-2255

県	機関名	支店	連絡先
福井県	商工中金	福井支店	0776-23-2090
滋賀県	商工中金	大津支店	077-522-6791
滋賀県	商工中金	彦根支店	0749-24-3831
京都府	商工中金	京都支店	075-361-1120
大阪府	商工中金	大阪支店	06-6532-0309
大阪府	商工中金	堺支店	072-232-9441
大阪府	商工中金	梅田支店	06-6372-6551
大阪府	商工中金	船場支店	06-6261-8431
大阪府	商工中金	箕面船場支店	072-729-9181
大阪府	商工中金	東大阪支店	06-6746-1221
兵庫県	商工中金	神戸支店	078-391-7541
兵庫県	商工中金	姫路支店	079-223-8431
兵庫県	商工中金	尼崎支店	06-6481-7501
奈良県	商工中金	奈良支店	0742-26-1221
和歌山県	商工中金	和歌山支店	073-432-1281

⑯資本性劣後ローン

- **日本公庫**及び**商工中金**等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足する**スタートアップ企業**や一時的に財務状況が悪化し**企業再建に取り組む持続可能な企業**に対して、長期間元本返済がなく、民間金融機関が**自己資本とみなすことができる資本性劣後ローン**を供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

	中小企業・商工中金	国民事業		
対象	中小企業、小規模事業者			
融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、① スタートアップ企業 、② 企業再建に取り組む企業 等			
貸付限度	3億円 → 7.2億円(別枠)	4,000万円 → 7,200万円(別枠)		
貸付期間	5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)			
担保・保証人	無担保・無保証人			
貸付利率		4年目以降黒字の場合		
		当初3年間 及び 4年目以降赤字の場合	5年1ヶ月・10年	20年
	中小企業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
	国民事業	1.05%	3.40%	4.80%
その他	本制度による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後します。			

⑰ 中小企業経営力強化支援ファンド・中小企業再生ファンド

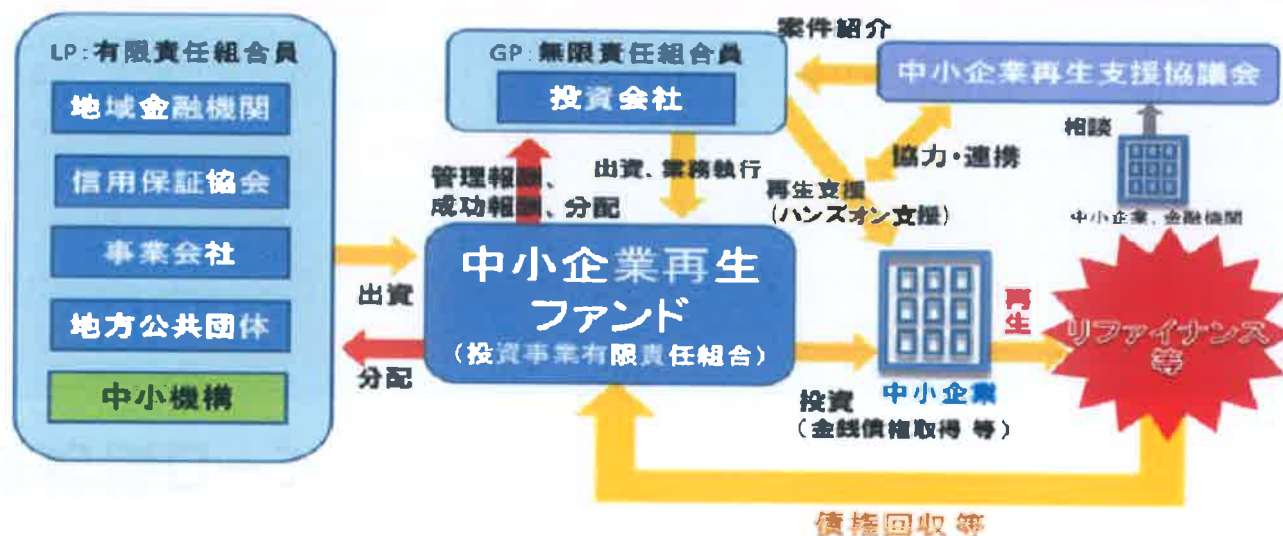
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります

<中小企業経営力強化支援ファンド>

- 地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しします。
- また、全国47都道府県の「**事業引継ぎ支援センター**」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげていきます。

<中小企業再生ファンド>

- 過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るため、官民連動のファンドを通じて、債権買い取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。
- また、全国47都道府県の「**中小企業再生支援協議会**」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。



⑱ 出資等やファンドの拡充

○ 産業革新投資機構（JIC）の投融資枠拡充

- オープンイノベーションによる産業競争力の強化（事業再編、ベンチャー等）を支援するため、JICの投融資枠を拡充。
- 政府保証借入枠を1.5兆円拡充（事業規模2.8兆円）。

○ 日本政策投資銀行（DBJ）による特定投資業務の投融資枠拡充

- 新事業開拓や異業種連携等を支援するため、DBJの投融資枠を拡充。
- 産投出資1,000億円を措置（事業規模4,000億円）。

○ 地域経済活性化支援機構（REVIC）による支援の強化

- 財務基盤が悪化した地域の中核企業等に対する事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を実施。
- 政府保証借入枠を1兆円拡充（事業規模2.5兆円）。

○ 中小企業基盤整備機構が出資するファンドによる出資等の強化（再掲）

- 中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施。
- 第2次補正予算案では一般会計予算600億円を措置（事業規模750億円）

※中小機構の出資比率が80%の場合

■ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の一覧

<国税> 法人税、消費税、所得税、相続税、印紙税等

- **納税の猶予制度の特例**
- **欠損金の繰戻しによる還付の特例**
- **テレワーク等のための中小企業の設備投資税制**
- 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- 消費税の課税選択の変更に係る特例
- 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税
(国税HP)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

<地方税> 法人住民税・事業税、個人住民税、固定資産税、償却資産税

- **徴収の猶予制度の特例**
- **中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置**
- **生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長**
- 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- イベントを中止等した主催社に対する払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用に係る対応
(総務省HP)

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

<社会保険料関係>

- 厚生年金保険料等の納付猶予の特例
- 労働保険料等の納付猶予の特例
(厚生労働省HP)

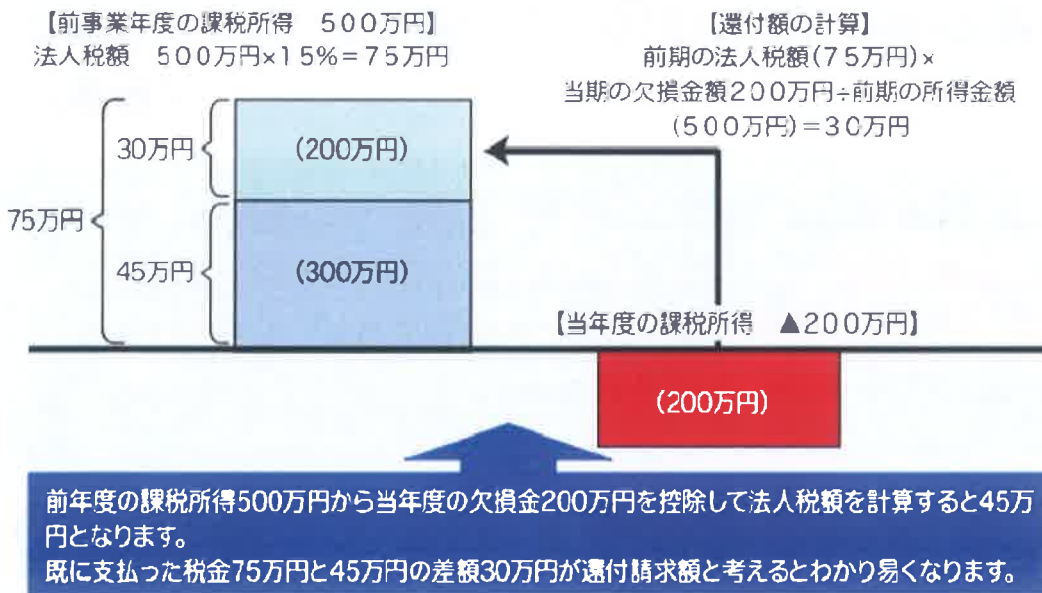
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

⑱ 欠損金の繰戻し還付

- 資本金1億円以下の中小企業は、**前年度黒字で今年度赤字の場合**、前年度に納付した**法人税の一部還付**を受けることができます。
- 今般、本制度の適用対象を、**資本金10億円以下の中堅企業にも拡大**します。
- **新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合は、災害損失欠損金の繰戻し**による法人税額の還付を受けられる場合があります。

<欠損金の繰戻し還付制度>

現行	特例
中小企業者(資本金1億円以下)	資本金1億円超~10億円以下の法人に拡大

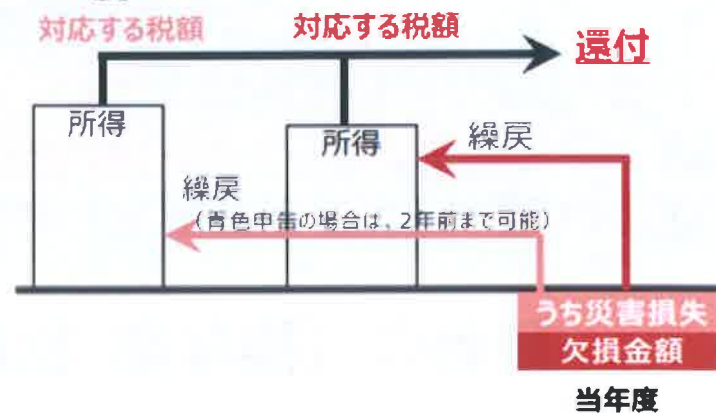


<災害損失欠損金の繰戻し還付制度>

以下のような費用は損失は、災害損失欠損金に該当します

- ✓ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ✓ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ✓ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ✓ 感染発生防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ✓ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

○制度のイメージ



⑳事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2020年2月以降、**事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）**し、納税が困難となった事業者について、**無担保かつ延滞税なし**で納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

<要件>

新型コロナウイルスの影響により、2020年2月から納付期限までの任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等にかかる収入※が**前年同期に比べて概ね20%以上減少**していること。

※法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

<特例>

- ◆ 原則、**1年間納税猶予**が認められます。
- ◆ **担保の提供は不要**です。
- ◆ 猶予期間中の**延滞税が免除**されます。

<問合せ先>

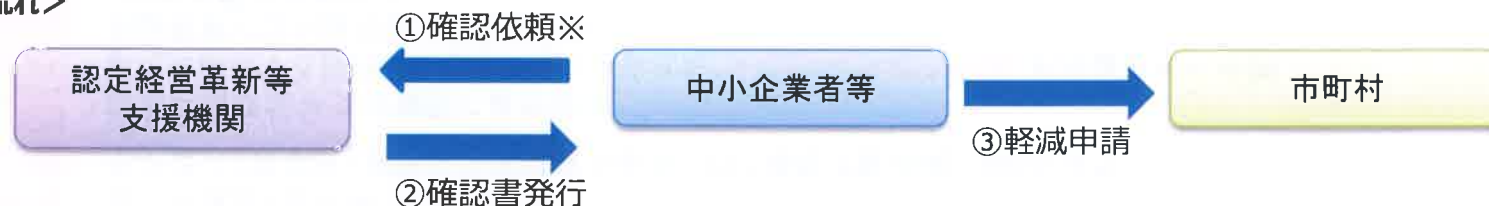
まずは、「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください。

大阪国税局（0120-527-363）、金沢国税局（0120-948-364）

②1 2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置

- 新型コロナウイルス感染症の影響で**事業収入が減少**している中小企業者・小規模事業者に対して**固定資産税・都市計画税の減免**を行います

<申請の流れ>



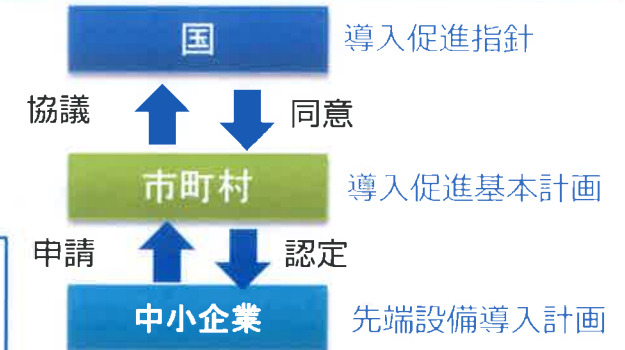
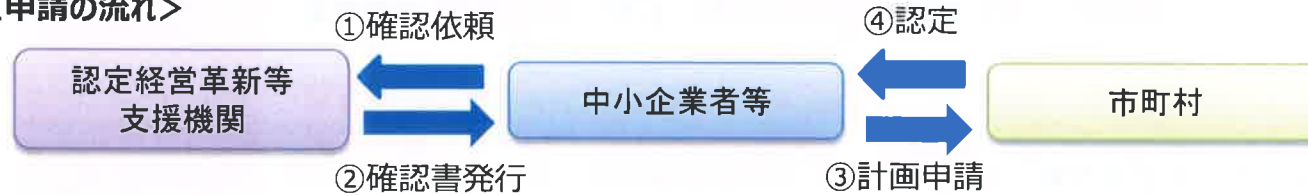
※事業収入の減少、事業用に供している資産であること等を確認

項目	内容
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者(従業員1,000人以下) ・中小法人(資本金1億円以下又は資本有しない場合は従業員1,000人以下)
条件	<p>2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の期間の事業収入が前年同期比で減少していること</p> <p>前年同期比▲30%～50%未満の場合:1/2軽減</p> <p>前年同期比▲50%以上の場合:全額免除</p>
軽減対象	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等の「償却資産」及び「事業用家屋」に対する固定資産税 ・「事業用家屋」に対する都市計画税 <p>※土地は対象ではない。</p>
申請方法	<p>認定経営革新等支援機関から「確認書」を発行してもらい、2021年1月以降に申請期限(2021年1月末)までに固定資産税を納付する市町村に必要な書類(注:現在調整中)とともに軽減を申請する</p>
問合せ先	<p>中小企業固定資産税等の軽減相談窓口(0570-077322) 近畿経済産業局 中小企業課(06-6966-6023)</p>

② 固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 生産性向上に向けた中小企業者・小規模事業者の**新規投資を促進**するため、**固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長**を行います

<申請の流れ>



<要件・労働生産性>

計画期間内（3年間～5年間）において、
基準年度比で労働生産性が年平均3%以上
向上すること

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$$

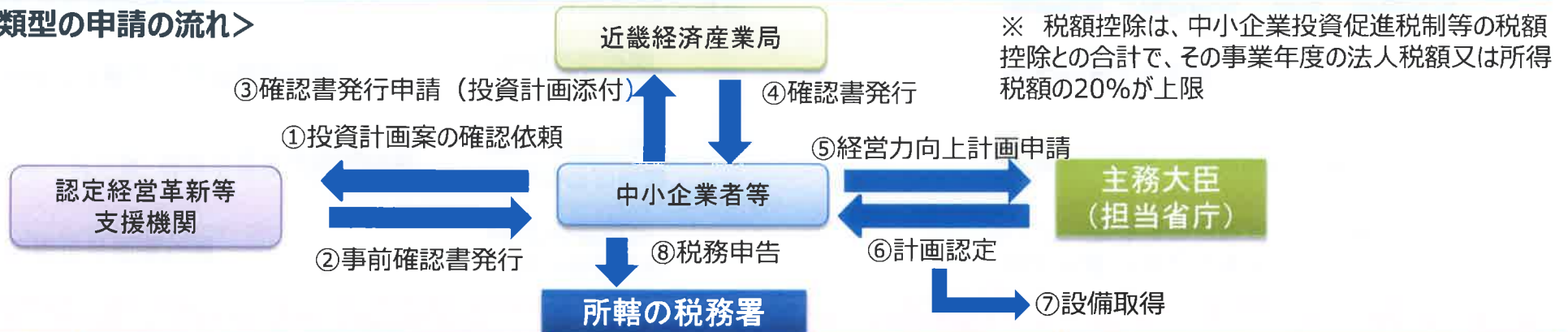
(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

項目	内容	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者（従業員1,000人以下） ・中小法人（資本金1億円以下又は資本を有しない場合は従業員1,000人以下） 	
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・認定経営革新等支援機関に事前確認 ・新たに導入する設備、家屋等が盛り込まれた「先端設備等導入計画」を市区町村へ申請 ・市区町村による認定後、投資を実行 <p><家屋の場合の要件></p> <p>①家屋が盛り込まれた先端設備等導入計画案、②新築の家屋であること、③家屋に生産性向上要件（年平均1%以上）を満たす先端設備が設置されること、④設置される設備に取得価額の合計額が300万円以上であること</p>	
軽減対象	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置・器具备品などの償却資産、構築物（広告塔など）（旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上） ・事業用家屋（事業家屋は取得価額が300万円以上の設備とともに導入されるもの） 	
参考情報	2023年3月末まで（現在2021年3月末から2年間延長）	投資後3年間、ゼロ～1/2（自治体に条例で定める）
問合せ先	新たに導入する設備が所在する市町村	近畿経済産業局 中小企業課（06-6966-6023）

②③ 中小企業経営強化税制の拡充（C類型が追加）

- 中小企業等経営強化法の認定を受けた**経営力向上計画**に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、**即時償却又は取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除※**が選択適用

< C類型の申請の流れ >

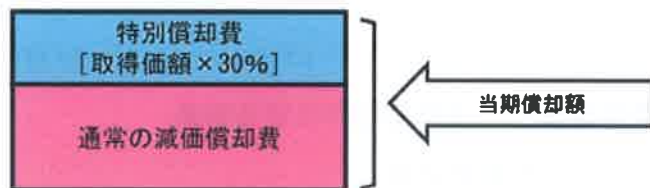


	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)	デジタル化設備(C類型)
対象	・個人事業者(従業員1,000人以下) ・中小法人(資本金1億円以下又は資本を有しない場合は従業員1,000人以下)		
要件	生産性が 旧モデル比年平均1%以上 向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画 に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化 のいずれかを可能にする設備 ※ 可視化、自動制御化については、現在行っている事業プロセスに関係 するものであること
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	・機械装置(160万円以上) ・測定工具及び検査工具(30万円以上) ・ソフトウェア(70万円以上) (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)	・器具备品(30万円以上)	・建物附属設備(60万円以上) ・工具(30万円以上) ・ソフトウェア(70万円以上)
その他の要件	生産等設備を構成するものであること(事務用器具备品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない) ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと ※ 設備取得前に申請が必要		
問合せ先	近畿経済産業局 創業・経営支援課:06-6966-6065(C類型設備確認担当)		

②④ その他の投資促進税制

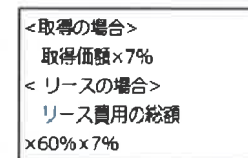
<特別償却>

特別償却制度とは、「取得価額×30%」を、通常の減価償却費とは別枠で特別に償却することができる制度です。



<税額控除>

税額控除制度とは、法人税額からさらに税額を控除することができる制度で、その分だけ納付する法人税額が少なくなります。



【「特別償却制度」と「税額控除制度」の選択適用のポイント】

「特別償却制度」と「税額控除制度」とは重複適用できず、どちらかの選択適用となります。特別償却の方が初年度の減価償却額は大きくなりますが、税負担の面で考えると、次年度以降の償却額が少なくなることになりますので、税額控除の方が長い目で見ると有利になる場合があります。ただ、**会社の資金繰りを考えて、その期の内部資金を手厚くしたい等という場合**もありますので、会社の財務内容に応じて慎重に選択しましょう。

税制名	支援措置	対象設備、対象経費
中小企業投資促進税制	30%の特別償却 7%の税額控除	・機械装置 ・測定工具/検査工具 ・一定のソフトウェア ・普通貨物自動車 ・内航船舶
商業・サービス業・農林水産業活性化税制	30%の特別償却 7%の税額控除	・器具及び備品 ・建物附属設備
省エネ再エネ高度化投資促進税制	30%の特別償却 7%の税額控除	・省エネ/再エネ設備
地域未来投資促進税制	20%～40%の特別償却 2%～4%の税額控除	・機械装置 ・器具備品 ・建物 ・附属設備 ・構築物
中小企業防災・減災投資促進税制	20%の特別償却	・機械装置 ・器具備品 ・建物附属設備
中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)	総額型: 12%～17%の税額控除 OI型: 20%、25%、又は30%の税額控除	・試験研究費

②⑤ 新型コロナ特例リスケジュール（特例リスケ）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、**中小企業再生支援協議会**が窓口業務や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います

①一括して既存債務の元金返済猶予要請

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債務者の支援姿勢を確認の上で、**一括して1年間の元金返済猶予の要請**を実施します。

②資金繰り計画策定における金融機関調整

中小企業者と主要債務者が作成する**資金繰り計画の策定を支援**します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、**既往債権者の合意形成はサポート**します。

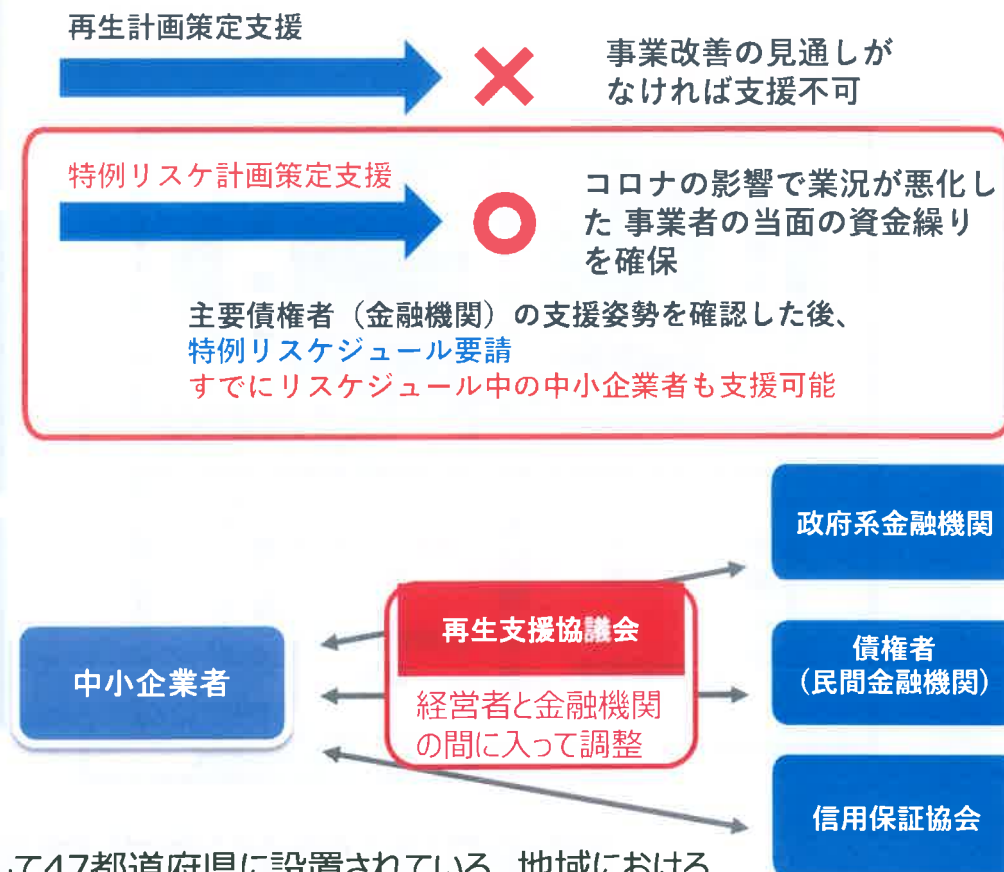
③資金繰りの継続サポート

特例リスケジュール成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

（①～③における中小企業者の費用は原則不要です）

<中小企業再生支援協議会>

中小企業の事業再生に向けた取組を支援する「**国の公的機関**」として47都道府県に設置されている、地域における再生支援のプラットフォームです。（問合せ先：最寄りの「中小企業再生支援協議会」）



②⑥ 経営相談アドバイザー派遣事業、経営相談体制強化事業

<経営相談アドバイザー派遣>

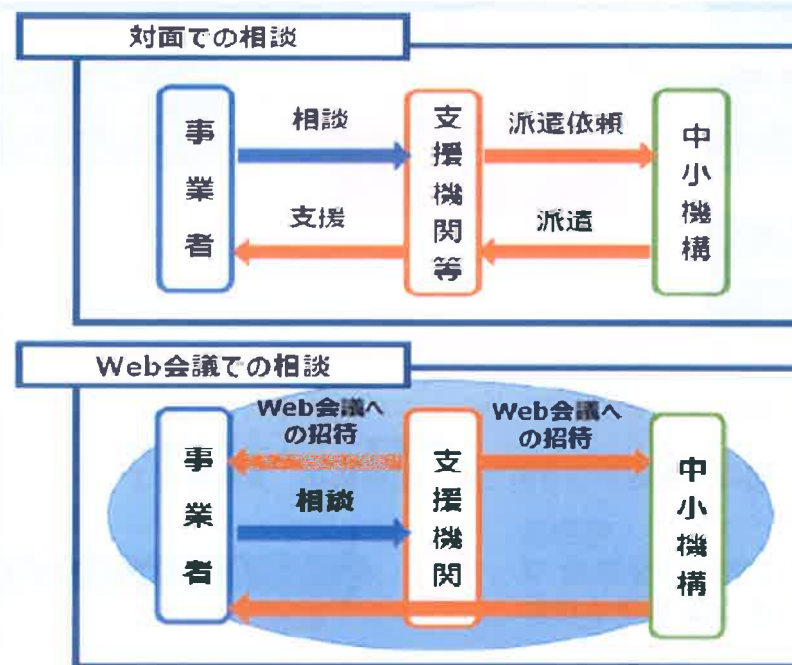
新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者等を対象に支援機関が実施する経営相談会等に対して、**企業経営の経験者や中小企業診断士、税理士等の様々な分野の専門家を無料で派遣**し、今回生じた経営上の課題に対するアドバイスや関連施策情報の提供等を行うことにより、今後の中小企業者等の事業再起に向けた支援を行います。

【申込・問い合わせ先】

申込を希望される場合は、以下のURLをご確認いただき、以下にお電話ください。

中小機構近畿本部

TEL : 06-6264-8613 FAX : 06-6264-8612



<経営相談体制強化事業>

【オンライン経営相談窓口】

- ・事務局：(株)タスクールPlus
- ・専門家によるオンライン相談窓口を設置し、**新型コロナウイルス感染症関連の国施策に関する相談**に対応。
<https://hojyokin.work/keieisoudan>

【新型コロナウイルス向け経営電話相談】

- ・事務局：(株)プロデューサー・ハウス
- ・中小企業診断士による電話相談窓口を設置し、**新型コロナウイルス感染症関連の国施策に関する相談**に対応。
- ・相談受付電話番号：050-5371-9453
<http://keiei-denwasodan.biz/>

■ 近畿管内の支援拠点

	よろず支援拠点	事業承継ネットワーク事務局	事業引継ぎ支援センター	中小企業再生支援協議会
福井県	(公財)ふくい産業支援センター <0776-67-7402>	(公財)ふくい産業支援センター <0776-67-7422>	福井商工会議所 <0776-33-8279>	福井商工会議所 <0776-33-8293>
滋賀県	(公財)滋賀県産業支援プラザ (コラボしが21) <077-511-1425>	大津商工会議所 (コラボしが21) <077-511-1505>	大津商工会議所 (コラボしが21) <077-511-1503>	大津商工会議所 (コラボしが21) <077-511-1529>
京都府	(公財)京都産業21 (京都府産業支援センター・KRP) <075-315-8660>	(公財)京都産業21 (京都府産業支援センター・KRP) <075-315-8897>	京都商工会議所 (京都経済センター) <075-353-7120>	京都商工会議所 (京都経済センター) <075-353-7330>
大阪府	(公財)大阪産業局 (大阪産業創造館) <06-4708-7045>	(公財)大阪産業局 (大阪産業創造館) <06-4708-7027>	大阪商工会議所 <06-6944-6257>	大阪商工会議所 <06-6944-5343>
兵庫県	(公財)ひょうご産業活性化センター (神戸市産業振興センター) <078-977-9085>	(公財)ひょうご産業活性化センター (神戸市産業振興センター) <078-977-9123>	神戸商工会議所 (神戸市産業振興センター) <078-367-6650>	神戸商工会議所 <078-303-5852>
奈良県	(公財)奈良県地域産業振興センター (奈良県産業振興総合センター) <0742-81-3840>	(公財)奈良県地域産業振興センター (奈良県産業振興総合センター) <0742-93-8815>	奈良商工会議所 <0742-22-0175>	奈良商工会議所 <0742-26-6251>
和歌山県	(公財)わかやま産業振興財団 <073-433-3100>	和歌山商工会議所 <073-499-5221>	和歌山商工会議所 <073-499-5221>	和歌山商工会議所 <073-402-7788>
近畿経済産業局	中小企業課<06-6966-6023>			

2. 商店街支援策